（前のページより続き）

○漁港漁場整備法施行令第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同七二〇）　三一〇
○航空機の騒音の強度及びひん度に関する告示の一部を改正する件（国土交通五四八）　三一一
○昭和四十五年運輸省告示第百六十号の一部を改正する件（同五四九）　三一三

〔国会事項〕　三一三

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則（内閣）　三一四
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（同）
郵政民営化推進本部公示
平成三十年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画（農林水産省）

本号で公布された法令のあらまし

◇成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第七四号）（内閣府本府）

成年後見制度の利用の促進に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成三〇年四月一日とすることとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第七五号）（内閣官房）

1　平成三〇年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第七六号）（内閣官房）

1　内閣審議官の定数を六六人とすることとした。（第六条第三項関係）

2　内閣参事官の定数を八九人とすることとした。（第八条第三項関係）

3　平成三〇年三月三一日まで置かれる内閣審議官二人及び内閣参事官三人の存置期限を撤廃することとした。（旧附則第四項及び第六項関係）

4　当分の間、内閣参事官の定数を八八人とすることとした。（第八条第三項及び附則第六項関係）

5　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第七七号）（内閣府本府）

1　大臣官房及び企画調整課の所掌事務のうち成年後見制度利用促進基本計画の策定及び推進に関することを削除することとした。（第二条及び第一四条関係）

2　大臣官房に政策立案総括審議官一人を置くとともに、政策評価審議官一人を廃止することとした。（第八条関係）

3　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇宮内庁組織令の一部を改正する政令（政令第七八号）（宮内庁）

1　東宮侍従一人及び東宮女官一人を増置することとした。（第一七条関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（政令第七九号）（公正取引委員会）

1　事務総局の官房に政策立案総括審議官一人を設置することとした。（第五条関係）

2　事務総局に置かれる審判官の定数を四人から三人に改めることとした。（附則第七条関係）

3　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（政令第八〇号）（個人情報保護委員会）

1　個人情報保護委員会の事務局に政策立案参事官一人を置くこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇消費者庁組織令及び消費者教育推進会議令の一部を改正する政令（政令第八一号）（消費者庁）

1　政策立案総括審議官を設置することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第八二号）（法務省）

1　大臣官房に政策立案総括審議官を一人新設することとした。（第一二条関係）

2　大臣官房に置かれる審議官を一人廃止することとした。（第一二条関係）

3　民事局に置かれる参事官を一人増設することとした。（第一三条及び附則第三項関係）

4　大臣官房に国際課を設置することとした。（第三条、第一四条、第一五条及び第一八条関係）